

# くらしの 情報



益城町ホームページ  
<http://www.town.mashiki.lg.jp/>

## お知らせ

### 平成28年分後期高齢者医療 保険料納付確認書について

平成28年1月1日～12月31日に、  
普通徴収（納付書や口座振替）で、後  
期高齢者医療保険料を納めていただ  
いた人に対して、納付確認書を1月  
下旬頃に送付します。

※特別徴収（年金天引き）のみで納付  
いただいている人には送付しませ  
んので、確定申告等の際は、年金  
機構より送付される源泉徴収票を  
ご活用ください。※保険料の内、  
地震により保険料が減免された部  
分については、社会保険料控除の  
対象外です。

○役場住民保険課保険年金係

☎ 286-3113

### 土地利用方法の変更は 固定資産税係に連絡を

固定資産税の課税地目は、登記簿

適用範囲などは、左記へ  
○熊本労働局労働基準部賃金室

☎ 286-3117  
○役場こども未来課子育て支援係

### 九州産交バスからのお知らせです

#### 木山産交～古閑入口間の路線バスの運行を再開します

1月4日㊁から木山産交～古閑入口間の路線バスの運行を再開します。木山産交～古閑入口間については、震災後、道路の安全が確保できず、大型バスの運行を見合わせてきました。県道28号線の復旧や沿線の家屋の撤去が進む見通しが確認できたため、運行を再開します。これに伴い、6月6日以降実施してきた同区間の無料バス運行につきまし

上の地目にかかわりなく、その年の1月1日（賦課期日）の現況により認定されます。土地の利用方法を変更した場合には、固定資産税を変更した場合には、固定資産税係まで連絡をお願いします。  
また、地方税法に基づき、隨時現地調査を行っています。調査の結果、固定資産課税台帳の地目と相違があつた場合は、職権で課税地目の変更を行います。課税地目を変更する場合には、その旨を文書にて通知しますので、確認をお願いします。

○役場税務課固定資産税係

☎ 286-3380

### 最低賃金が改定されました

県の特定（産業別）最低賃金が次表のとおり改定されました。

最低賃金の件名	時間額
電子部品・デバイス・電子回路 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	759円
自動車・同付属品製造業、船舶 製造・修理業、舶用機関製造業	808円
百貨店、総合スーパー	715円

### 児童手当支払通知書について

児童手当の2月期の支払日は、  
2月10日（金）です。

今年度から、10月の定期支払時に年間分の支払予定表を送付しています。内容に変更がなければ、2月期・6月期に支払通知書は送付しません。支払日の午後3時以降に金融機関などで確認してください。

※内容に変更が生じた場合は、支  
払通知書を発送します。

☎ 355-3202

### 生活再建サポート無料講座

町在住の各分野の専門家を中心  
に、これから「生活再建」に役立  
つ知識などをわかりやすく伝え  
します。各分野のプロが全力でサ  
ポートします。

日時：1月14日（土）

場所：JAかみましき益城総合支所

内容：「私を支えたセルフカウンセ  
リング」（ツグミ代表・徳永恵美子）

定員：20人

受講料：無料

申込：○益城・街力UPプロジェ  
クト（徳永）

☎ 080-3946-1229

ては、1月3日で終了します。また、戸島駐車場～木山産交間は大型車通行不可箇所があるため、引き続き運休させていただきます。

なお、道路状況により凹凸がある道路箇所については、引き続き徐行運転を実施致します。詳細は九州産交バスHPやバス停時刻表をご覧ください。

○九州産交バス（株） 第一営業課 ☎ 325-8308

